

カイザー訴追問題をめぐる民間側の認識 — 判事選任問題を手がかりに —

横 島 公 司

はじめに

第一次世界大戦の終結を受け、一九一九（大正八）年一月一日から約半年にわたって開催されたパリ講和会議において、対ドイツ講和条約としてヴェルサイユ条約が締結されたことは周知のとおりです。しかしながら同条約第二二七条において、前ドイツ皇帝ウイルヘルム二世（以下カイザー）が「国際道徳と条約の尊厳に対する最高の罪」により訴追が決定された事実についてはあまり知られていません。この二二七条は、規定される内容から一般に「カイザー訴追条項」とも呼ばれるものですが、それは、カイザーを裁くことのみを管轄するアドホックな裁判所（特別裁判所）を設置し、戦勝国である「五大国」（米英仏伊日）から選任された裁判官によってカイザーを裁くことが決められた事に由来しています。

史苑（第七一卷第二号）

カイザー訴追条項が規定したカイザーの「最高の罪」とは、具体的にはドイツが近隣諸国（ベルギーやルクセンブルクなど）に対する中立を侵犯して戦争を開始したこと、さらに戦時中にドイツが犯した戦争法規違反行為、これをカイザーは抑止することが出来る立場にありながら怠ったことを指しています。まず戦争法規違反については、一九〇七年のハーグ平和会議で「陸戦の法規慣例に関する条約」（ハーグ陸戦条約）が採択されたことを基礎とするものでした。一九世紀中葉から国際的に進展した戦争行為に対する規制は、このハーグ陸戦条約の採択により、その基礎的な法典化が完成したといえます。またハーグ陸戦条約は交戦国全てに適用するものとされていたため、ドイツの戦争法規違反が事実であるならば、その責任がドイツにあると法的に認定すること自体は不可能では無かったと言えます。しかし問題は、こうした違反行為に対する刑事的

処罰を行うための根拠法が（国内法の規定は別として）国際的な枠組みでは定められていなかったことでした。すなわち、第一次大戦の終結段階では、戦争法規違反は「違法」な行為であるとはいえても、その「違法」な行為を国際的な枠組みで刑事的に裁くことについては、法的な正当性を持つとはいえない難いものだったのです。

また、当該期の国際法においては条約の侵犯あるいは開戦に対する責任はすべて国家に帰属するものでありました。つまり（誰が認定するのか、という問題を抜きに）ドイツ国家に責任があると認定されたとして、その国家の責任を国家元首の責任とすることは前例のないことだったのです。そのため、カイザーの最高の罪を裁くことには、法的に相当な飛躍―有り体にいえば「事後的な立法」が必要であったのです。

更なる問題が、こうした前例無きカイザーの裁きを戦勝国のみから選任された判事によって行うという規定そのものでした。この規定ゆえにカイザーの訴追がいわゆる「勝者の裁き」の色彩を濃厚に帯びたとすらいえます。

こうした点から考えますと、「カイザー訴追条項」はカイザーの訴追を定めた規定である、と単純に考えることは出来ません。何故なら、ヴェルサイユ条約が定めたカイザーの「罪」とは、言うまでもなく同条約成立以前の行為に對

するものであったためです。つまり同条項は、カイザーを訴追するために新たな罪を事後的に作り、そして新設した罪によってカイザーを裁くための特別な裁判所の設置根拠を規定したもの、つまりカイザーの訴追を事後的に立法化した規定として捉えなければならぬといえます。

カイザー訴追問題をめぐる従来の研究においても、この事後法の問題をどのように位置づけるかが議論の対象とされてきました。日暮吉延氏は、国際政治の現実はときに既存の法を踏み越えるものであり、そして国際裁判もまたそうした国際政治の「本質」（日暮氏はこれを「権威」と「規範」と定義します）から自由ではあり得ないと論じます。日暮氏はカイザー訴追が国際政治における強者、すなわち欧米の論理が事後法という問題に優先されて決定された事実から、第二次大戦後に行われた二つの国際軍事裁判（極東国際軍事裁判、ニュルンベルク裁判）の先例としてカイザー訴追を位置づけました。つまり第二次大戦後の両裁判が「平和に對する罪」そして「人道に對する罪」という新たな犯罪類型を作り裁いたように、カイザーの訴追もまた、第一次大戦後の国際政治の論理によって「最高の犯罪」という犯罪類型を作り裁こうとした結果であるとしたのです。

他方、カイザー訴追における事後法の問題、さらに国際政治の論理によって訴追が決定した現実を認めたくなくて、

それでも戦争責任がはじめて国家の責任から指導者の責任とされたことの意義を認める研究も見られます。大沼保昭氏は、カイザーの訴追によって戦間期における国際法の発展が促されたこと、それまで裁かれることのなかった国家指導者の戦争責任が追及される道が拓かれたことを意義として捉え積極的に評価しました。筆者も大沼氏が示した意義は妥当であると考えております。

しかし一方で、筆者はカイザー訴追問題をめぐる既存の研究は、これまで重大な問題意識を見落としてきたと考えられています。それはカイザー訴追問題を日本とのかかわりからどう位置づけるか、という問題がこれまで全く検討されてこなかったことです。

何故、カイザー訴追問題を日本とのかかわりから論じることが必要なのか。それは、カイザー訴追問題は日本と密接なかかわりを持つ問題であったからに他なりません。

例えばパリ講和会議に参加した日本全権は、二つの点からカイザーの訴追に反対の姿勢をとり続けていました。何故日本全権はカイザーの訴追に反対したのか。それは国際法理上からの反対であり、もう一つはカイザー訴追による「国体に対する国民の信仰」への影響を恐れていたためです。しかし既存の研究は、国際政治の力学によって訴追が決定されたという事実を重視するあまり、会議の大勢に影

響を及ぼさなかったと見做された日本の動向を、ほとんど考慮してこなかったのです。さらに当該期の日本国内の状況を見てみると、日本の指導者層はカイザー訴追に同意した全権を激しく批判しています。何故かという点、日本の指導者層は、カイザー訴追によって日本国民の「国体信仰」に揺らぎが生じることを非常に恐れたためでした。実際に、こうした指導者層の反対により、一時的にヴェルサイユ条約の批准に影響を及ぼしかねない状況が発生していたのです。しかしカイザー訴追問題によって生じた日本国内の影響については、既存の研究は見落としてきたといわざるを得ません。すなわち、カイザー訴追問題は実際には日本の国体と密接にかかわる問題であったという事実、そして日本は結果的に第一次大戦段階において「勝者の裁き」を受け入れたという事実のいずれも軽視されたまま今日に至っているのは、これまでカイザー訴追問題が日本の国内問題という観点から検討されてこなかったためなのです。以上のことから、本報告ではカイザー訴追問題における民間側の動向について検討していきますが、それは国内の動向を検討するためには、指導者側の分析だけでは不十分であり、民間側の動向を併せて分析しなければその全体像が明らかにならないと考えます。指導者側については、現在準備中の別稿に譲らせて頂きたいのですが、しかし本報告で

は問題の背景をご理解頂くため、指導者側の動向も確認しながら、民間側の動向について検討を加えていきます。

一 日本全権・政府の対応

一九一九年三月二九日、日本全権は戦争責任委員会（個別問題を検討するために設置された専門委員会の一つ）に「留保覚書」を提出します。このなかで日本全権は、国際法の原則が、戦時における交戦法規違反者を裁判し処刑することを確定しているのか、またその場合に適用すべき刑法はどうするのか、さらに戦勝国のみから選任された裁判官によって一国の元首を裁く裁判形式では、判決の公正さを世界に示し難い、という疑義を示しました。つまりこのとき日本は、法的な正当性が担保されていると言い難いカイザーの訴追を、勝者のみから選任された裁判官によって行うことは一方的な裁きと取られかねないという、法理的には妥当な主張をしていたことがわかります。しかしこうした疑義を唱えながら、最終的に日本はカイザーの訴追に同意します。何故日本は同意したのか。それは日本がカイザーの訴追に同意できなかった本当の理由が、法理上の問題ではなく、たまたまだったのです。

では、日本がカイザー訴追について反対する本当の理由

とは何だったのでしょうか。牧野伸顕（次席全権）が、日本政府と天皇に講和会議について報告した「牧野全権報告案」（『日本外交文書』）のなかに、日本全権はカイザーの訴追について「当初から我国体に対する国民信仰上の万が一の影響を考え、慎重なる考究を怠らなかつた」という一節があります。つまり牧野はここで、日本全権は当初から国体に対する影響を考慮してカイザーの訴追について反対していた、と述べているのであつて国際法理上の問題は、全く重要視していません。

さらに牧野の報告では、こうした国民信仰上の問題について、日独の皇室はそもそも歴史的にその国体が全く異なっていること、革命によってカイザーを尊崇する観念を失うようなドイツ国民と日本とは皇室への観念が大きく違っていることなどを挙げ、たとえカイザーが訴追されたとしても日本の国体と天皇に対する日本国民の信仰には何等影響が及ぶことはない、と結論付けられていたのです。

こうした牧野の報告を裏付けるように、西園寺公望（首席全権）もまた、カイザーの訴追に同意した理由について原敬首相に次のように語っています。

独帝と我皇室とは比較すべき問題にあらざれば何等憂慮すべき事なく……ロイドジョージも、我英国の皇室は……何等の影響も受くるものに非らずとて賛成し

た位（『原敬日記』）

西園寺も牧野と同様に、日本とドイツの国体が違うこと、日本と同じ君主国であるイギリスが賛成しているのだから、将来的にこの問題によって日本の君主制が何ら影響を受けることは無い、と述べていることがわかります。

しかし、当時のイギリス国王エドワード五世は、カイザーの訴追に対してはつきりと反対の意思を示していました。西園寺は帰国の途中、イギリスに立ち寄り国王のもとを表敬訪問しているのですが、その折に西園寺はカイザーの訴追に反対だと、国王本人の口から聞いているのです（『日本外交文書』）。ですので、原に語ったようなことを西園寺が本心から信じていたかどうかは、少々疑ってみる必要があるかもしれません。

しかし、日本が講和会議であくまでカイザー訴追問題に反対を貫いていたとしたなら（現実問題として日本が反対を貫徹することは難しい情勢だったのですが）、講和会議自体が不成立に終わった可能性もありました。パリ講和会議における日本全権の立場は、しばしば山東半島や南洋諸島等のドイツ権益の譲渡という国益の獲得が第一であったと語られています。しかしこうした見方は西園寺が最後まで「国際協調」という外交理念を堅持していた側面をあまりに軽視し過ぎているように思います（『西園寺公と

政局』）。

筆者は、日本の国際外交における経験と準備が不足していたが故に、パリ講和会議において日本が主導権を殆ど獲得できなかった現実は認めますが、しかし日本全権は理念無きが故に講和会議の「バイブレイヤー」でしかなかったとするような見解（『理念なき外交「パリ講和会議」』）には否定的です。何故なら、本報告では詳細に述べることは出来ませんが、この問題に関する限り、日本全権は他の四大国から一定の「譲歩」を引出すことに成功しているからです。従ってカイザー訴追への同意は、国内の問題―国体への影響を秤にかけたうえで「やむを得ない判断」がなされた結果であると考えています。しかしながら、日本側といかなる事情があろうとも、カイザー訴追に同意したことから、日本も五大国の一員としてカイザーの裁判に参加する義務を負ったことは紛れもない事実でした。そのためカイザー裁判の判事選任問題をめぐって、日本国内では激しい議論が沸き起こったのです。

一九一九年五月一七日、第一四回臨時外交調査会会議において、判事選任問題は初めて正式に発議されました。この会議の様子は『翠雨荘日記』から知ることができます。原首相は、遺憾ながら講和会議の結果カイザーの裁判は五大国から判事を選任する事態に至ったと述べます。そして原の

カイザー訴追問題をめぐる民間側の認識（横島）

発言を受け、内田康哉外相が「一旦同意を表してしまつた以上は、今更これを改めることは甚だ至難、遂行するよりない」と語り、判事の人選について議論を促そうとしました。

しかし、裁判参加を前提とする原や内田の提案に対し、会議の参加者からは激しい反論がなされました。なかでも強硬だったのが伊東巳代治で、伊東は、事後的に成立した法によつて国家元首を裁くことは「残虐非道」であり、日本はこのような「暴議」に応じるべきではないと述べ、「前日の賛成を取り消し併せて裁判員派遣の事を固辞」せよと政府に迫りました。つまり伊東は、裁判官の選任以前に、日本の同意自体を無かつた事にせよ、と迫つたのです。このときの伊東の反対意見は国際法、日本の国体など、様々な角度から論じられており非常に興味深いのですが、本報告では省略させて戴きます。ただ原にとつて計算外だったのは、伊東以外の会議参加者も、伊東と同様の反対意見を次々と述べたことであつたと思われまふ。

結局原は「我が国情に顧み、適當なる事例を持つて挽回の策を講ずべく、早速在仏の我が全権に電訓すべし。如何なる手段を竭しても帝国は此の問題を避くることに努力するの外なかるべし」と結論付けざるを得ませんでした。こうして政府が提案した判事選任問題は、結局全く前進しないまま終わつてしまつたのでした。

二 カイザー訴追問題をめぐる民間側の反応

続いて、カイザー訴追をめぐる民間側の反応について見ていきたいと思います。

まず左記の史料をご覧下さい。

前独帝は近く……倫敦塔の奥底に幽閉の身となり茲に連合国側の審判に附され遂には古ナポレオンの轍を踏んで流罪の宣告を下されるべし

（「独帝断罪の法官として日本からの派遣の人物は富井博士が理想的だ」『読売新聞』一九一九年七月二一日付）

前独帝、これはカイザーのことですが、カイザーは近くロンドン塔に幽閉され、ここで連合国による裁判に附されるであろう、そしてナポレオンの轍を踏み流罪の宣告が下されるだろう、という観測がなされています。如何なる根拠に基づいてこうした記事が書かれたのかはわかりませんが、ただカイザーの裁判はロンドンで開廷されるという観測自体は、当時の新聞や雑誌で多く見られる一般的なものでした。またカイザーの処遇についても、例えばイギリスではカイザーに対する世論は厳しく、「カイザーを縛り首に」というような論調も見られたのですが、日本では「流罪にせよ」という意見が大半でした。なかには三宅雪嶺のように「日本に幽閉させれば良い」という「大胆」な意見まで

現れているほどです（『中央公論』一九一九年六月号）。

流罪という発想の元となったナポレオン（一世）は、ワールローの戦いに敗れた後、フランス暫定政府から国内退去を命じられた結果、イギリスの捕虜となり、一八一五年のウィーン会議の結果、セントヘレナ島に流されました。パリ講和会議をウィーン会議に見立て、国際会議によって元皇帝の処遇が決定されたという共通点から、カイザーはナポレオンのように流罪になる、という見方は、むしろこうした「前例」に倣った自然な反応といえましょう。

続いて、工藤鐵男の論考を見ていききたいと思います。左記の史料は工藤が『法律新聞』に寄稿した論考の一部です。『法律新聞』とは法曹関係者を主な読者とすする、明治期から現在に続く伝統ある新聞です。また工藤についても一言触れておきます。工藤は青森県出身で、日本大学法学部から新聞記者を経て、その後は普選運動に身を投じ民政党系の国会議員となり、第二次大戦後は国務大臣まで務めた人物です。第一次大戦中はロンドンに留学していたため、ドイツの戦争犯罪の実態を詳しく知る立場にあつた工藤は、ドイツとカイザーの戦争責任を強く弾劾する論考を同紙に寄稿していました。工藤はカイザー訴追について、次のような見解を示しています。

我邦に於ては前獨帝の審問に反対する向もありて其

史苑（第七一卷第二号）

言うところは単に彼に同情するに過ぎざるも、既に戦争の責任は彼れにありとすれば此悲惨なる結果に対して責任を負うべきは当然也況んや仏国、白耳義諸国に行われたる独軍残虐の跡に照らして見て前獨帝の境遇の気毒よりも是等被害民の心情に同情するを要す況んや前獨帝も彼れが度々高言せる如く、開戦の責任は露、仏あり、又残虐手段も連合軍にありとせば、自ら進んで天下の訟廷に立つて之を弁明すべき也、予は「カイゼル」に同情する人士は何の爲めに「カイゼル」の冤を雪ぐ爲めに是等の審問に賛同せざるかを怪む

（「カイゼルの審問如何」二『法律新聞』大正八年三月一五日付）

工藤は「戦争の責任は彼れにありとすれば此悲惨なる結果に対して責任を負うべきは当然也」として、カイザーの責任を明確に認めています。さらに日本国内のカイザーに同情して裁判に反対する声があるが、むしろフランス・ベルギーなどの戦禍を受けた被害民に同情すべきと説いたうえで、カイザーは自らに課せられた開戦責任や戦争犯罪といった嫌疑について、進んで自らを弁明すべきであり、「冤罪」を晴らす場が与えられているのに、カイザーに同情する者はなぜ賛同しないのか、と批判しています。「怪む」と言うあたりはいささか皮肉めいています。もつともな

カイザー訴追問題をめぐる民間側の認識（横島）

主張であるともいえます。

左記の史料をご覧下さい。

我邦にて此審問に対して、一種不健全なる思想は一部に発露して居るのは甚だ遺憾である。第一には軍人社会である。軍人社会にては一国の君主を審問するは、吾国民思想に影響ありとして審問廷に参加せざらん事を希望し、運動して居ると伝えられ……日本の軍人は独逸を宗として吾帝室すらも独逸帝室に擬して、吾邦の上下を独逸化せんとした事はある……併し国体問題は絶対に範圍と区別し、国民思想も彼と混同してはならぬ筈である

吾軍人社会には一種奇妙なる思想ありて吾国民の思想を動揺せしむるのは今日に始まらないが、斯る事を言うを以て吾皇室に忠順であり愛国心が旺盛であるかの如く装う気味あるのは如何にも耳障りである

（前独帝審問に関する不健全思想―判事は穂積男を推すべし―『法律新聞』大正八年七月三〇日付）

工藤はカイザー訴追問題をめぐって、日本国内で「不健全な思想」が一部で生まれていると指摘し、そしてその不健全な思想の温床が軍人社会であると述べます。

工藤は軍人社会が「吾国民思想に影響ありとして審問廷に参加せざらん事を希望し、運動して居る」と批判を加

え、さらに軍人たちの間でこうした「奇妙な思想」が生まれるのは、軍人たちが日本の国体に対する認識を誤解しているのだと断じます。こうした日本とドイツの国体を「混同」する思想は日本国民の思想をしばしば動揺させてきたし、この問題では「斯る事を言うを以て吾皇室に忠順であり愛国心が旺盛であるかの如く装う気味あるのは如何にも耳障り」だと、軍人社会を痛切に批判したのでした。工藤のこうした主張の根拠について検証は必要ですが、ただカイザー訴追問題における多種多様な議論のなかで、軍を名指しで批判しているのは管見の限り工藤ただ一人です。非常に興味深い指摘だと思います。

工藤は一通り軍隊を批判した上で、日本が推薦する判事について次のような持論を展開します。

君主の審問は歴史上類例無く、現存の如何なる裁判所も外国の君主をば審問する権限を有せざるも、今回の事件は既に歴史上に例なき大事件であるから、類例なき先例を作る事になる……前独帝の審問は、とにかく世界開闢以来の大事件であるため、之が審問に参加する判事は何れも世界有数の法曹家に相違なく、吾邦に於ても適當なる人物を任命せねばならぬ……第一は穂積陳重男を推したい（同前）

工藤は、君主の審問は歴史上に例が無いこと、そして現

存の如何なる裁判所も外国の君主を審問する権限を有していないこと、つまりカイザーへの裁きが事後的な立法によつてなされることを理解したうえで、それでも工藤は「カイザーを許すことは出来ない」ため「類例なき先例を作る」ことを肯定していたのです。また、こうした「世界開闢以来の大事件」であるカイザー裁判に各国から派遣される判事は「何れも世界有数の法曹家」であるため、見劣りしない「適当なる人物」として工藤が推したのが穂積陳重という人物でした。

男爵は判事にあらざるも法学の造詣深く兼て常識に富んだ英法学者であつて、学士院の会頭、枢密院顧問官の職名を有するのも外国には好反響ある……審問に斯る地位に居る人を加ふるのは王者の師となる人には好参考であつて君徳を進める上に少なからざる洪益があると思ふ、出て海外に前君主の審問に加わり、入りて帝側に其の模様を詳細に進講するのは其益するところ決して少なくない……審問手続きはいずれ定まるであらうが……もし英法系の審問手続きによるとすれば……長期に亘るべきは予想に難くない。然らばこの審問は、将来の例を開くものであつて大に参考とすべきである。随つて之に参加する人も英法に通ずる人にあらずんば功を収め難く、此点より見ても穂積男爵は適任者である……見渡すところ社会上の地位人格、学

殖、関係方面等の廣くして適切なるは男爵の外に無し
(同前)

工藤は、穂積が英米法学の造詣が深い人物であることを挙げています。これは、裁判が英(米)法系の手続きによるとすれば、英米法に通ずる人でなければ成功を収め難いと考へていたためです。この段階ではカイザー裁判の手續はまだ定まつていませんでしたが、カイザーの裁判が英米法によつて行われた可能性は極めて高かつたと思われますので、工藤の指摘は妥当なものといえます。ただ工藤は英米法の経験を積む事が「将来の例を開くものであつて大に参考とすべき」と主張していますが、判然としないのは、「将来への例」が如何なる意味を指しているかです。現段階では推測の域を出ませんが、あるいは将来的に国際社会で同様の裁判がまた行われる、ということを示しているのかもしれない。

さらに工藤が穂積を「人格」からも適任と述べていることも軽視出来ないことです。なぜなら次に挙げる記事と、工藤の主張は内容的に符号する点が多いからです。

此世界史上に特筆さるべき前独帝審問に日本より差遣さるべき代表的法官は何人であろうか。鵜沢總明博士が答える。『国際連盟の完成と国際道義上の関係は旧国際法を改廃する効果を生じて来よう、従つて問題は旧国際法上の行き掛かりもあり頗る面倒なものとな

カイザー訴追問題をめぐる民間側の認識（横島）

る……然し仮に列国混合の裁判が開かると見て我が帝國を代表して之に参画すべき法官は人格は基よりの事第一、仏語に堪能で刑法上の實際的知識と理論に精通して居らねばならぬ 此意味からも自分は現下の第一人者として枢密顧問官富井政章博士を推したい」

（「独帝断罪の法官として日本からの派遣の人物は富井博士が理想的だ」『読売新聞』一九一九年七月一日付）

「日本より差遣さるべき代表的法官は何人であろうか」という質問に対し、鵜沢総明はカイザーの訴追は旧国際法上の行き掛かりから考えて頗る面倒なものとなる、と述べました。面倒というのは、恐らく事後法のことを述べているのだと思いますが、鵜沢はもし列国混合の裁判が開かれるならば、日本を代表して参加すべき法官は「人格は基よりの事第一、仏語に堪能で刑法上の實際的知識と理論に精通して居らねばならぬ」と語っています。

ちなみに鵜沢は、第二次大戦後に行われた東京裁判において、弁護団長を務めた人物です。そうした人物が、四半世紀前に君主を裁く裁判について言及し、さらに「旧国際法を改廃する効果を生じて来よう」と述べていることは極めて興味深いことです。

さて、先に工藤が学士院会頭であり枢密顧問官であることを「好感」として穂積を推したように、鵜沢もまた現下の第一人者として、枢密顧問官である富井政章の名を挙げ、

さらに「人格」からも適当と述べています。つまり工藤が掲げた「社会上の地位人格、学殖、関係方面」という判事に適当な条件と鵜沢の発言が意外なまでに似通っていることが見て取れるわけです。

また当時の新聞では次のような論調の記事もあります。

この問題に就いては尚廟議は決定して居らぬが、既に英米仏各国では……法曹界の大家たると同時に實際家なるを一大要件とする見地から、査問委員は何れも大法官中より人選する事となり……就中仏国の如きは大審院長を挙げんとする模様……従つて我国でも当然之に参加する事とならば、多分平沼（騏一郎―引用者）検事総長を派遣さるる事になるだろう。

（「我国の独帝査問委員 平沼検事総長の呼声が高い」『読売新聞』一九一九年八月二八日付）

諸外国は法曹界の大家、さらに実践家である人物から裁判官が人選されると伝えたいので、当時検事総長であった平沼騏一郎の名が挙げられています。この記述からは当時の日本では、平沼を法曹界の大家かつ実践家という評価がなされたことがわかる、こうした意味でも興味深い記事です。このように判事として名が挙げた穂積、富井そして平沼の三者が、一定以上の専門的知識を有していたことは確かです。しかし同時に、これら三者は皆、国体―天皇（家）に対する崇敬の観念を堅く抱いていた人物とい

う共通点についても注目すべきでしょう。皇帝を裁くに相応しい人物として推された人物が、いずれも国体に堅固な観念を抱く、いわば「保守」寄りの人物であったことは実に興味深いことです。あるいは、仮に法律的な知識を兼ね備えていたとしても、日本の皇室に否定的な見解を抱く人物はカイザーを裁くに相応しい「人格」ではない―皇帝を裁く日本の判事は、国体に尊崇の念を抱く人物でなければ正しい判断が下せない、と考えられていたのかもしれないせん。つまり工藤も論じているように、日本人の多くがカイザーに同情的であったのは、日本の国体とドイツの国体が異なっていると頭では理解しながらも、日本「臣民」としてはカイザーを「君主」として意識せずにいられたなかったためではないでしょうか。

左記の史料をご覧ください。

此問題に対する帝国の方針如何 帝国は独帝処罰問題には最初より余り重きを置かざりしなり否寧ろ好まざる所。何となれば帝国憲法第三条に曰く「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と明定す。されば帝国政府並に国民は此心を以て常に他国の元首に對するなり。其れが帝政國たると共和國たるとを問わざるなり。又其間に戦勝國の元首たると戦敗國の元首たるとの區別を認めざるなり。斯くて帝國は此問題には深く立入る所なく従つて連合國審判廷にも裁判官を参列せしめざる

事を声明したるなり

（「講和真相（八）独帝処分問題」『読売新聞』一九一九年七月九日付）

ここでは日本が「独帝処罰問題には最初より余り重きを置か」なかった理由は、帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と明定しているからだ、と述べています。日本政府も国民も、他国の元首に對しても常にこの心で對しているため、君主國、共和國を問わず、また、戦勝國と戦敗國の元首とを区別しないのだ、だから日本政府は裁判官を出したくないのだ、という大変面白い論理です。つまり状況の変化や政体の違いを問わず、日本「臣民」にとつて君主は君主として遇する存在である、という観念こそが国体に対する信仰を抱く日本「臣民」の一般的な感情であるならば、カイザーを裁く判事は強固な国体観念を有する人物でなければならぬ、という論理が導き出されることもまた自然であるようにも考えられるのです。

ただ一方で、鶴沢と工藤は判事について全て同じ認識であつたわけではなく、一定の違いは垣間見えます。それはカイザーの裁判がもたらす天皇への影響について論じているか否かです。鶴沢は天皇について全く指摘しておりませんが、工藤は「審問に斯る地位に居る人を加ふるのには王者の師となる人には好参考であつて君徳を進める上に少なからざる洪益があ」り、「帝側に其の模様を詳細に進講する

のは其益するところ決して少なくない」と論じています。カイザーの裁判を伝えることが天皇にとつて如何なる「君徳」や「洪益」があるのか、工藤は語っていませんが、いずれにせよ民間の動向を把握するためには、こうした論者による違いを軽視しては本質を見誤る恐れがあります。

おわりに

本報告で挙げた史料は、カイザー訴追問題について論じたもののごく一部ですが、これだけと比較しても、論者によつてこの問題の受け止め方には差異が存在していることがわかります。しかし少なくとも、カイザー訴追問題をめぐって論じられていた議論からは、当該期の民間側における国際法の理解が高い水準にあったこと、さらには指導者側が憂慮した「国体信仰」をめぐる議論がなされていたということが明らかとなります。つまり民間側では皇帝を裁くという前例のない構想に対し決して沈黙していた訳ではなく、むしろ様々な角度から積極的に意見を述べていたのです。

しかし、こうした民間側の動向と相反し、日本の指導者側はカイザー訴追問題に対し腰の定まらない対応に終始していたわけです。判事選任の提案は反対意見によつてあえなく頓挫し、さらに犬養毅のように「だれぞ現地に居るものを派遣しては如何」と語る指導者もおりました。民間側

の議論と比較すると、指導者側の認識は如何にもその場しのぎであり、浅いものであったかが、より明瞭に浮かび上がってくるのです。

カイザー訴追そのものは、国際情勢の変化によつて実現を見ぬまま終わりました。そしてカイザー訴追問題は裁判が実現しなかったが故に、日本に何等影響を及ぼさなかったようにも見えます。第二次大戦に日本が敗れた後、東久邇宮内閣が「国体護持」ということは理屈や感情を超越した固いわれわれの信仰」と述べたことは有名ですが、こうした「国体」と「国民の信仰」は戦前期あるいは戦時期に急激に醸成された観念ではなく、少なくともカイザー訴追問題のときに意識された観念であったことがわかります。こうした観念と、戦前期そして敗戦前後の国体の観念とは同様のものなのか。また一方ではカイザー訴追をめぐってなされた議論は戦前期から戦時期に日本国内でなされた戦争犯罪や戦犯裁判をめぐる議論に、何等かの影響を与えているのか。つまりカイザー訴追問題を日本はどのように受容していったかを考えなければなりません。

今後は、本報告で仮説・推論に止めざるを得なかった問題の克服を目指しながら、日本近現代史のなかにカイザー訴追問題を如何に位置付けていくかを課題として見つめていきたい、このように思う次第です。

（本学大学院文学研究科博士課程後期課程）